

防府市介護予防・日常生活支援総合事業のサービス・活動事業生活補助型（サービス・活動A）サービス実施要綱

平成29年3月13日制定

（目的）

第1条 この要綱は、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能とするとともに、要介護状態への進行を防止することを目的に、防府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定めるサービス・活動事業生活補助型サービス（以下「生活補助型サービス」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）及び要綱の例による。

（実施主体）

第3条 生活補助型サービスの実施主体は、防府市とする。ただし、その利用対象者、サービス内容及び利用料の決定を除き、適切な事業運営が確保できると認められる公益社団法人防府市シルバー人材センター、NPO法人、社会福祉協議会又は民間事業者等（以下「実施事業所」という。）に委託することができるものとする。

（利用対象者）

第4条 生活補助型サービスを利用できる者は、要支援認定を受けた第1号被保険者及び平成27年厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストの記入内容が告示に定める事業対象者基準に該当した第1号被保険者とする。

（事業の内容）

第5条 事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 食材の買物、簡単な調理などの食材・食事の確保
- （2） 寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物搬出入

- (3) 居宅等の整理・整頓
- (4) 朗読・代筆などの多少目の不自由な方に対する援助
- (5) 健康管理に関する助言等
- (6) 栄養管理に関する助言等
- (7) その他の在宅生活を支援する軽易な日常生活上の援助

(人員に関する基準)

第6条 生活補助型サービスの実施に係る人員基準は、実施事業所ごとに利用者の数に応じて必要数の従事者及び専従の管理者を1名以上配置しなくてはならない。

2 前項の従事者は、次のいずれかを満たしていなければならない。

- (1) 介護福祉士又は介護職員初任者研修等修了者
- (2) 旧訪問介護員3級課程程度の研修修了者
- (3) 都道府県等が実施する訪問型サービス従事者養成研修受講者
- (4) 市が認める、各事業者において行う旧訪問介護養成研修3級課程程度の内部研修の修了者又は修了が見込まれる者

3 第1項の従事者は、認知症サポーター養成講座を受講するよう努めるものとする。

(設備に関する基準)

第7条 生活補助型サービスの実施に係る設備基準は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、生活補助型サービスを提供するために必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(運営に関する基準)

第8条 生活補助型サービスの実施に係る運営は、防府市介護予防・日常生活支援総合事業のサービス・活動通所事業生活維持型に係る人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第15条、第20条、第21条第1項、同条第2項、第25条及び第27条に準ずる。

(委託料)

第9条 生活補助型サービスの委託料は、別表で定める額に100分の90を乗じた額とする。

2 法第59条の2第1項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上の所得を有する者（次項に掲げる者を除く。）に係る委託料について前項の規定を運用する場合においては、前項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上の所得を有する者に係る委託料について前項の規定を運用する場合においては、前項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

（利用料金）

第10条 生活補助型サービスの利用に係る利用料金は、別表で定める額から、前条による委託料を控除した額とする。

（賠償の免責）

第11条 生活補助型サービスの実施に関して生じた事故による損害については、特別な理由がある場合を除くほか、市は賠償の責を負わない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行日）

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第9条の規定は、施行の日以後に利用対象者が受けたサービスの委託料について適用し、同日前に利用対象者が受けたサービスの委託料については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

サービスの回数及び時間	利用対象者1人あたりの単価
1回30分以上1時間程度以内で、 原則として週1回までの利用	2, 200円